

## 令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 令和4年9月27日（火）午前10時00分～午後0時28分

■場所 WEBによるオンライン会議

### ■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### 1 諮問

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案  
⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

## 受 理 報 告 ( 9 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業	令和4年8月26日
	世田谷清掃工場建替事業	令和4年8月29日
2 環境影響評価書	(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和4年8月18日
	日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業	令和4年8月22日
3 事後調査報告書	(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画 (工事の施行中その1)	令和4年7月29日
	八王子都市計画道路3・3・2号線(八王子市北野町～南浅川町)建設事業(工事の施行中その14)	令和4年8月19日
	東京都市計画道路放射第5号線(杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間)建設事業(工事の施行中その4)	令和4年8月22日

4 変 更 届	(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画	令和4年7月29日
	京成電鉄押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業	令和4年8月5日
	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和4年8月22日
5 着 工 届 (事後調査計画書)	羽田空港アクセス線（仮称）整備事業	令和4年9月1日
	妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業	令和4年9月9日

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会  
速 記 録

令和4年9月27日（火）

Webによるオンライン会議

(午前10時00分開会)

○山口アセスメント担当課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。  
す。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち16名の出席をいただいております、定足数を満たしております。

これにより令和4年度第7回総会の開催をよろしく願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしく申し上げます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○柳会長 はい、分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入场)

○山口アセスメント担当課長 傍聴人の方、入场されました。

○柳会長 ただいまから令和4年度東京都環境影響評価審議会第7回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、諮問1件と受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、諮問に入ります。諮問案件について事務局から説明をお願いいたします。

○山口アセスメント担当課長 はい。資料1を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

4環総政第390号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和4年9月27日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第541号 「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案

諮問の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○柳会長 「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案につきましては、「第一部会」に付託させていただきますので、「第一部会」委員の皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○山口アセスメント担当課長 事業者の方、入室されました。

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることいたします。準備ができましたら、御説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 私、本事業の事業主でございます日本電子株式会社でございます。また同席いただいておりますのは本事業のアセスメントを担当しております株式会社三菱地所設計でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、日本電子昭島製作所建物更新計画の環境影響評価書案の概要について御説明させていただきます。なお、説明させていただくページは本編のページ数にて説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず、1ページを御覧ください。事業者の名称は日本電子株式会社でございます。2. 対象事業の種類は工場の設置でございます。3. 対象事業の内容の概略を表3-1に記載しております。

本事業は昭島市武蔵野三丁目に位置する日本電子昭島製作所において、老朽化した既存建

物群の建替えを順次行っていくものでございます。表中で、グレーで網掛けを行っております12、13、14号館、その他附属施設を設置するものです。建物の建築面積は合計約27,755平方メートルです。

工事は令和5年に着手し順次建設工事を開始いたします。供用開始は、12号館は令和7年、13号館は令和12年、14号館は令和19年を予定しております。

続いて11ページをご覧ください。6.対象事業の目的及び内容でございます。

対象事業の目的でございますが、本製作所は昭和36年に中神工業団地内に開設した当社の主力工場でございます。現在は各種理化学計測機器、産業機器、医療機器等の生産並びに新製品の開発拠点として活用しております。

本工場は開設後50年以上経過し、初期に建設した工場群建屋の老朽化が著しく、建替えの時期を迎えております。そのため、これら老朽化した既存工場建屋群の建替えにより工場のさらなる低騒音化や省エネルギーの促進、生産性の向上により地域経済の発展、並びに住環境と操業環境の調和に資することができるものと考えております。

次は6.2対象事業の内容についてです。6.2.1計画地の位置及び現況については、図面を用いて御説明させていただきたいと存じますので12ページを御覧ください。

こちらは計画地位置図です。計画地は昭島市北東部に当たる武蔵野三丁目に位置しており、計画地東部は、東側は都道59号多摩大橋通りに接しております。計画地の南側650メートルにはJR青梅線の中神駅がございます。

続いて13ページを御覧ください。こちらは航空写真でございます。

赤枠が今回の計画地でございます。周辺北部西側には工場が立地しております。敷地南側及び都道59号線を挟んだ東側には住宅が立地しております。

続いて14ページを御覧ください。下段の図6.2-2に製造工程を示しております。

まず資材・ユニットの納品を受け、それを組み立て、調整を行い、出荷する流れが、当社の基本的な製造工程でございます。

次いで17ページを御覧ください。こちらは配置計画図です。

薄いグレーの建物が計画建築物です。12号館、13号館、14号館、都道沿いの小さな建物が守衛所、南側の細長い物が駐輪場を予定しております。

18ページを御覧ください。こちらは12号館の立面図でございます。

地上8階地下1階、建物の高さはG.L.+約44メートル、用途は工場を予定しております。

19ページを御覧ください。こちらは13号館の立面図でございます。

地上5階地下1階、建物の高さはG.L. +約28メートル、用途は工場を予定しております。

続いて20ページを御覧ください。こちらは14号館の立面図でございます。

地上5階、建物高さはG.L. +約28メートル、用途は工場、倉庫、展示場を計画しております。

21ページを御覧ください。4. 設備計画です。表6. 4-2に設備計画の概要を示しています。

環境対策として低騒音機器の採用や、機器の屋内設置を予定しております。5. エネルギー計画です。本事業において使用するエネルギーは電気及び都市ガスを予定しております。6. 給排水計画です。給水は敷地内の3本の既存井戸を使用する予定にしております。

22ページを御覧ください。表6. 2-6に揚水量の推移を示しております。

ここ数年はほぼ揚水量は横ばいで推移しております。

23ページを御覧ください。7. 緑化計画です。

表6. 2-7に計画緑化面積を示しております。地上部の計画緑化面積は約6,090平方メートルです。

続いて25ページを御覧ください。8. 廃棄物処理計画です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許可を受けた処理業者に委託し、適正に処理を行ってまいります。

9. 交通計画です。こちらも図面を用いて御説明させていただきたいと思いますので、26ページを御覧ください。工事用車両の主な走行ルートを示しております。

搬出入車両は青色の経路です。主に都道59号を経由して計画地東部、西部及び南側の出入り口を利用します。来客車両はオレンジ色の経路です。計画地東側の出入り口を利用します。なお建替後も搬出入車両の入場台数は現状の約105台と同程度を想定しております。また就業者数も同程度の予定です。

28ページを御覧ください。表6. 3-1に工事工程の概要を掲載しております。

29ページを御覧ください。図6. 3-1に工事ステップ図を示しております。

まずステップ1、敷地南側に南東側に12号館を建設いたします。ステップ2、敷地西側の既存の2号館二期棟を解体します。ステップ3、13号館を建設します。ステップ4、敷地北側の1号館を解体し、ステップ5、14号館を建設いたします。

続いて31ページを御覧ください。下段の6. 3. 2供用の計画についてです。

施設の年間稼働日数は土日祝日を除く236日。稼働時間帯は8時30分から17時20分です。供用開始は12号館が令和7年、13号館は12年、14号館が令和19年を予定しております。

33ページを御覧ください。工事用車両の主な走行ルートを赤色の線で示しております。  
都道59号を經由して計画地西側及び南側の出入口を利用する計画です。

以上が事業計画並びに工事計画です。

次に環境影響評価の項目については、株式会社三菱地所設計より説明させていただきます。  
よろしく申し上げます。

○事業者 それでは、環境影響評価の項目について御説明を差し上げます。評価書案の42ページを御覧ください。こちらの表は項目選定表となっております。

本件で選定した項目につきましては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物並びに温室効果ガスの合計9項目を選定してございます。

右側43ページを御覧ください。こちらが選定した項目とその理由となります。

まず大気汚染に関しましては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測を行いました。

騒音・振動に関しましては、建設機械の稼働、工事用車両の走行、工場等の稼働に伴う騒音・振動を項目選定しました。

また表7.2-1下段の下から1～3行目にございますとおり、調査計画書の段階で御意見をいただきました工場棟の稼働に伴う低周波音につきましては、予測事項としては選定しておりませんが、屋外に設置する設備等の稼働による影響を明らかにするために、資料編のほうに現地調査結果等を記載してございます。

続きまして44ページを御覧ください。土壌汚染に関しましては水質汚濁防止法の特定施設が存在することから、項目の選定をいたしました。

日影、電波障害、景観に関しましては、計画建築物の存在に伴うそれぞれの影響について項目を選定いたしました。

史跡・文化財に関しましては、埋蔵文化財の包蔵地が存在しておりますので、項目選定をしております。

廃棄物に関しましては、工事の施行中の解体、建築物の建設及び工事の完了後の工場の稼働に伴う排出量や再資源化量を項目選定いたしました。

温室効果ガスに関しましては、工事の完了後の工場等の稼働に伴うエネルギーの使用量などを項目選定しております。

続きまして45ページを御覧ください。こちらが選定しなかった項目とその理由になります。

選定をしなかった項目は、悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、

風環境及び自然との触れ合い活動の場の8項目です。

悪臭に関しましては、工事完了後の施設の主な用途は工場、倉庫、展示場であり、悪臭の要因となる物質の使用及び作業がないことから、項目選定をしてございません。

水質汚濁に関しましては、汚水排水は下水道法に基づき、下水排除基準以下で污水管に排水、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれがなく、また土壤汚染対策法に基づく詳細調査、こちら深度方向の調査になりますが、こちらにおきまして深度、G.L. から約10メートルまで帯水層がないことを確認しておりますので、項目を選定してございません。

地盤、水環境に関しましては、工場建屋の建替に伴い揚水量が増加する要因はございませんので、項目を選定しておりません。

地形・地質に関しましては、計画地及びその周辺に学術上、景観上配慮しなければならない特異な地形・地質がなく、また計画地内は概ね平坦な地形であり、造成等による斜面の形成は行わないことから、項目選定をしてございません。

続きまして、46ページを御覧ください。生物・生態系に関しましては、計画地及びその周辺の大部分は市街地及び工場地帯であり、現存している植物・動物は市街地で一般的に確認されるものであることから、項目を選定しておりません。

風環境に関しましては、計画建築物の最高の高さ約44メートルであり、周辺建築物と同程度であることから、項目の選定をしておりません。

自然との触れ合い活動の場に関しましては、工事用車両及び関連車両の走行ルートとの重複区間は、歩車が分離されている道路になってございます。工事用車両の出入り口には誘導員を配置するという事も併せまして、歩行者の安全を確保することから、項目を選定してございません。

以上が環境影響評価の選定項目並びに選定しなかった項目についての御説明になります。

最後になりますが、一点おわびを申し上げたいと思います。本編255ページをお開きください。

こちらに記載をしております表の中の単位に誤記がございました。表8.9-8 ③の項目、それから⑥の項目、⑦の項目、その下の8.9-9の③の項目、また8.9-10の①、②、③、それぞれの単位につきまして、正しい単位につきましては、「t-CO<sub>2</sub>/年」という形になります。大変申しわけございません。修正のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問等があればお願いいたします。

具体的な審議は、今後の第一部会で行っていただきますが、本日の諮問に当たっては、ただいま事業者より説明があった事業計画に関する内容ですとか、環境影響評価項目の選定・非選定理由などを中心に、質疑応答をしていただければよろしいかと思ます。

どなたからでも結構ですのでお願いいたします。宮越委員、どうぞ。

○宮越第二部会長 御説明ありがとうございます。

私は、環境影響評価項目に選定しなかった項目及びその理由として、45ページ、46ページについて教えていただきたいと思ます。

2点あるのですが、まず1点、水質汚濁につきまして、この説明の中で深度-10メートルまでに帯水層が確認されなかったと記載されているのですが、この意味をちょっと教えてほしいと思ます。

これは、帯水層が確認されなかったということは、地下水面が10メートルよりも深かったという理解でいいのかというのを教えてください。

あと、もう1つ地盤についてですが、これは、現在、敷地内に古い井戸があって、利用されているということで説明が書いてありまして、それは理解したのですが、それについて地盤のところと水循環のところですが、井水は工業用水並びに生活用水として利用するが、今後揚水量が増加する要因はないと書いてあります。

この生活用水については、従業員の増加がないということで、その理由として妥当だと理解ができるのですが、この工業用水としての用途として、揚水量が増加の要因がないという説明が、この中に、なお書きの中に書いてあるのですが、説明が見受けられないように思いました。

水の利用計画を見ると、冷却のほかに部品の洗浄等に使われるということが書いてありまして、その点も含めて揚水量が増えないということの見通しを教えていただきたいのですが、その2点をお願いします。

○事業者 はい、御質問ありがとうございました。

まず1点目の地下水に関しまして、すみません、説明がちょっと長くなり失礼いたしました。

こちらに記載させていただいているように、45ページの水質汚濁の下段になりますが、計画地では土壤汚染対策法に基づく調査の結果、一部でふっ素及びその化合物の基準値超過が見られました。

これは、表層に留まっておりまして、その際、地下水の存在を確認したところ、表層から10メートルのところまで地下水が確認されなかったということで、土壌汚染に伴う水質汚濁が、地下水に影響を与えていないといったところの考えを整理させていただいたところになります。

なお、このふっ素及びその化合物の基準値超過につきましては、既にそれは掘削除去が完了しているという状況でございます。1点目は以上です。

2点目の御質問に回答させていただきます。

装置の冷却については循環をしますので、使用量としては増えることはないということでございます。また、部品洗浄についてですが、半導体工場のように大量に水を使うというわけではなくて、一度水を電気分解しましてアルカリ電解水というものをつくります。その電解水を用いてそれを1〜2か月つくったものを使って洗浄していくという形になります。

かけ流しのような状態でないので、一定期間その精製した水を使っていくということになりますので、その点で水の使用量が増えることではないと理解をしていただければと思います。

○宮越第二部会長 分かりました。ありがとうございます。

1点目の帯水層が確認されなかったという表現ですが、地下水面が深度G.L.-10メートルより深かったという理解で、今の御説明だと思っておりますが、ただ、地下水面は季節によって変動しますし、そういったところも含めてどうなのかなという疑問が生まれてしまうと思いますので、その辺を丁寧に書かれたほうが良いと思いました。

あと、揚水量についてですが、その自治体、昭島市さんではこの地下水を水道水源として利用されているので、地下水について非常に関心の高い地域だと思いますので、節水理由を書く場合は丁寧な説明があったほうが良いのではないかと思います。御質問させていただきました。ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

○渡邊委員 渡邊でございますが、手を挙げております。

○柳会長 はい、それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 御説明ありがとうございました。

1点質問させていただきたいところがあるのですが、事業計画の21ページの(5)エネルギー計画というところがあると思います。

温室効果ガスのところで排出係数とかを247ページ以降で出しているのですが、

一点確認させていただきたいのは、そのエネルギー計画のところ、「本事業において使用するエネルギーは電気及び都市ガスである」とあるのですが、具体的に、例えば、その都市ガスをどのように用いられていて、電気と都市ガスのボリュームの比率がどのくらいなのかというところまで教えていただけると、その温室効果ガスの部分の評価をするときに参考になるというか、より正確な評価ができるのではないかと思います。伺う次第です。

これは、場合によってはガスの部分の電化をしていくことができるのであれば、それによって脱炭素化により貢献することもできるので伺う次第ですが、もし今データをお持ちでしたら教えていただくと非常にありがたいです。

○事業者 それでは回答させていただきます。

現状、都市ガスを使っておりませんで、LPGを使っております。そのLPGの主な使用先というのは、社員食堂の厨房で使っております。建物の更新後の都市ガスにつきましても、社員食堂で使う可能性があるということで、都市ガスを記載しております。

現状においてLPGと電気の比率がどの程度かと言いますと、約98%が電気になりまして、残りの2%が都市ガスを含む化石燃料というような比率になっております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

そうすると、事業自体でガスを使われるというか、ガスを使用されているわけではなくて、その事業に付帯する社員食堂で主にお使いだという理解をいたしました。

あと、これは好みにもよると思いますが、今ガスの部分を電化していくという方向に流れてきていると思いますので、場合によっては、それこそ調理の部分について電化をされるということも、一つ御検討いただけるのかなと思いましたが、またこれは詳しく環境影響評価に入ってからのお話だと思います。ありがとうございました。

○柳会長 他にいかがでしょうか。Web参加の方は発声していただけるとよろしいかと思います。

○水本委員 水本ですが、手を挙げております。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 私は、史跡・文化財に関わるので、資料の御説明を改めていただきたいのですが、本編29ページのステップ0からステップ5までの図の中で、こちらの駐輪場と守衛所の御説明があったかと思えます。

守衛所については、ステップ1の段階で建築されるということなのかなと思ったのですが、駐輪場については、申しわけないのですが、冊子の中で色がちょっと見づらくて、駐輪場に

についてはまだいつやられるかというのは分かっていないということなのでしょうか。

それから、その駐輪場の細かいところは、まだこれから設計というようなことの理解でよろしいでしょうか。

その地下の構造がどうなっているのかというのが、他のところも含めて、まだ御計画に、その基礎を含めてないのか、その辺りを併せて確認させてください。よろしくお願いします。

○事業者 駐輪場につきましては、ステップ1で建設する予定になっております。

○水本委員 すみません、ちょっと聞き洩らしでした。1で建設してから、本来これは白抜きなんですかね、この色の部分というのは。

○事業者 そうですね、ステップ2以降白抜きです。

○水本委員 そうですか、すみません。見づらくて、ありがとうございます。分かりました、

それから、追加でもう1点ですが、14号館というのは地下の構造はなくて、基礎のことはまだこれからの計画ということでよろしかったでしょうか。

遺跡の確認に基礎構造も気になりますので、地下の計画はないけれども、基礎というのはまだ建設の計画が立っていないので、ここに載せられないという理解でよろしかったでしょうか。

○事業者 そうですね、計画はこれからすることになると思いますが、この敷地は大体4メートルほど掘りますと支持地盤に到達いたしますので、4メートルの辺りに、杭はつくらなくてベタ基礎を設置して、建物を建築していくという、そのような流れになるかと思います。

○水本委員 そうすると、地下構造はないけれども、ここは4メートル掘るよということが想定されている。

○事業者 そうですね。

○水本委員 その辺りは結構、史跡・文化財にとっては重要な情報になりますので。

承知しました。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

○袖野委員 袖野です、よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ、袖野委員、よろしくお願いします。

○袖野委員 御説明ありがとうございました。私からはエネルギーのところから少し御質問させていただきたいと思います。

既存の建物がいくつか残ってしまっていて、その敷地内の一部の建物について更新ということですが、エネルギー計画においては、その敷地内の設備一体で考えて更新されたほうが、効

果的に温室効果ガスの削減であったり、実現できるのではないかなと思います。

計画書に反映がされていないのですが、老朽化している既存設備については、更新を検討されているということで、その辺り全体のエネルギー計画というところで、もう少し温室効果ガスの削減について深掘りできるような可能性があるのかどうか、どこまで検討されているのかというのが、もし分かっているのであれば教えていただきたいと思います。

もう一点、新規に太陽光発電を考えておられるというところなのですが、聞き漏らしたのかもしれませんが、どこに設置を予定されているのか、もう少し詳細に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 既存の残る建屋、開発館と3号館が残ることになりますが、開発館につきましては14号館に吸収していくという予定をしておりますので、14号館に移転した上で、後はまた開発館をまた解体していくというような想定をしております。

3号館につきましては、生産上なかなかすぐに建替えが難しいというような建屋でございまして、すぐに現計画において敷地内の全部の建屋を一気にリニューアルするというのは、少し厳しい状況でございます。

ただ、3号館は既に太陽光発電パネルを載せているとか、設備更新を近年かなり実施していて、省エネ性はかなり上げていますので、そうした改修で省エネを図っていきたいと考えております。

また、太陽光パネルにつきましては、12、13、14号館のそれぞれの屋上に載せられるだけ載せたいと考えておりまして、その規模については、今後の屋上の形状ですとか、そこら辺を見据えた上で勘案していくことになりますが、環境確保条例の総量削減義務のこともありますので、できる限り太陽光パネルは載せていきたいと考えております。

○袖野委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

○渡邊委員 渡邊でございます。追加でちょっと伺いたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、お願いいたします。

○渡邊委員 先ほど温室効果ガスの点で質問させていただきました渡邊と申します。

今の質問とも関連するところもあるのですが、248ページの表8.9-2と表8.9-3の原単位の部分について御説明をいただきたいと思います。

まず、表の8.9-2というところは2015年度から2019年度の実績値の平均とありまして、9-3

がちよっと遡って2005年度から2007年度の原単位ということになっています。これを見ると、原単位は既に御説明いただいた事由かと思うのですが、原単位が既存設備でも改善されているというところが見て取れるのですが、まずその9-3の年度を選ばれたのはなぜなのか。

これは、27年度の直前に何か省エネを図るような改善策を講じられたので、こういう比較になっているのか、なぜこの年度を選ばれているのかというところを御説明いただければ幸いです。

それと、もう1点、新しい施設でのこの9-2よりも、さらに改善されるという理解でよろしいのでしょうか。質問はその2点です。

○事業者 まず2005年度から2007年度を選んでいますが、これは東京都の地球温暖化対策の弊社の基準年度でございますが、基準年度を2005年度から2007年度と、現状とっているものですから、それとフェーズを合わせたほうがいいのではないかとということで、この2005年度から2007年度を選定しております。

新しい建屋ができれば下げていくということで、表の8.9-2に書いてある原単位をまず達成した上で、あとはどれくらい上積みができるのかというのを、これから検討していきたいと考えております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

9-2は既存施設における省エネルギー対策なので、これよりもさらに最新の設備等を入れるということになりますと、原単位はもっと下がるという理解でよろしいですかということ、もう一度確認したいと思います。

あと、この9-3からすると9-2が下がっているのは、この直近で何か対策をされたからという理解でよろしいですかという点を、もう一度伺いたいと思います。

あと、9-3と9-2の間のデータも開示はしていただけるのでしょうかということについて、もう一度よろしく願いいたします。

○事業者 まず、下がるのかどうかという部分につきましては、下げるために努力していきたいと考えております。

また、9-3と9-2で下がっている部分についてでございますが、東京都の総量削減義務、第一計画期間、第二計画期間、現在は第三計画期間にございますが、それぞれを達成するために、いろいろな削減対策を実施しておりまして、その活動の成果でここまで下がっているという状況でございます。

○渡邊委員 この間の原単位の開示はしていただけるのでしょうか。

○事業者 失礼いたしました。開示はできますが、東京都の総量削減義務で既に毎年開示していただいていると思いますので、別にとり意味合いでしょうか。

○渡邊委員 とうか、例えば、ここにどういふ削減対策が行われて、どのぐらゐ改善されたのかというのを見える化されていると、より評価しやすいなというのが意図なのですが、そういった形でお示しいただくことはできるのでしょうか。

○事業者 毎年どういふ対策をしたかというの、データをお出しするのは難しいかと思いますが、ある程度まとまった年度であれば、データをまとめることは可能かと思ひます。

○渡邊委員 もし可能でしたら、そういった形でお示しいただいたほうが、より適切な評価ができるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あと、先ほど新しい施設のルーフトップに太陽光をできる限り敷き詰めるとおっしゃっていたので、本当に全面敷き詰めるぐらゐでしていただけると、非常にまた原単位の向上にも資すると思ひますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

○池本委員 よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、それでは、池本委員、どうぞ。

○池本委員 よろしくお願ひします。

いくつかあるのですが、一つは16、17ページのところで聞いたような気がするのですが、建替えの建物が12号館からなっていて、番号が4号館から先が飛んでいるのですが、もともとはかの場所ですういふ建物があつて、連番で来ているからといふことであらうのかというのが一つです。

それと、12号館の建設予定地のところがグラウンドみたいになっているのですが、ここの今の用途が今特になくて支障がないのかというのが2点目です。

それと、3点目が、28ページの工事工程のところで、空白期間が結構あるのですが、この空白期間がある理由について教えていただけてよろしいでしょうか。

4点目が、33ページ、工事車両の走行ですが、これが東側を全く使わない計画になっておられます。そうすると、12号館の建設のときとかも使っている建物の間を通過して、工事用車両が入っていくような計画になるのでしょうか。

これで本当に支障がないのかというところがちょっと気になりまして、どういふ計画を立てられているのか、そのあたりを分かる範囲で教えていただきたいのが1点。

あと、最後、項目の話になってしまうのですが、例えば、232ページ廃棄物の分野で、表

8.8-9で、表の中に書いている数字が「再資源化等率」で「等」が入っているわけですね。

これが、後ろのほうを見てみますと、最終処分される量を含めた数字というように見えるのかなと思います。

例えば、236ページの8.8-15の(2)とか、237ページの8.8-2の16の(2)とかを見ると、一番右の列を見ると、「又は最終処分量」というような記載があって、ここの部分は、これまで再資源化とか有効利用の数字だけのものなのかなと認識していたのですが、最終処分の量を入れると、例えば、ここの数字99%に再資源化する量に最終処分する量が入っているとすると、これの1%は何なんだという話になると思うのですね。なので、ちょっとその辺りの考え方を説明していただいてもよろしいでしょうか。

○事業者 まず記録できたところを説明させていただきます。

12号館で始まっているという部分でございますが、既存建屋は開発館までございまして、4号館以降は存在しておりません。建物がつくれてないということです。

新しい建物ということで、会社の便宜上、新しい建物ということで、12号館からという名前を付けておりまして、その間の建物があるというそのような意味ではございません。

それから、グラウンドにつきましては、現状は文字どおりグラウンドとして使用しておりまして、支障がないことはないのですが、この建物をリニューアルしていく中で、またどこかにグラウンドは復活したいと考えております。

それから、工事車両の東側を使わない理由は、工場の運営のための車両を入れる等に使っておりまして、そことバッティングさせたくないというところがございまして、現状では東側を使わないというような計画になっております。

空白期間につきましては、生産設備の移動ですとか、ラインの立上げ等がございまして、新しい建屋に既存の建屋から移動させまして、安定化してから、次のスクラップアンドビルドに入るために、空白の期間を設けております。

再資源化率については、資料をもう一度精査して、また別途回答させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。

教えていただいたかったところの工事用車両のルートが、入り口が12号館をつくっているとき、多分こっち側から入ると工事と交錯しちゃうのではないかなと思っていて、東側を使うと搬入車両とか通常の車両とかが交錯するのではないかなと思うのですが、その辺りは整理ができていればいいのですが、今後もし整理できていない部分があれば、整理されたほう

がいいかなと感じました。

あと、1点お話の中でお聞きし忘れたことを思い出しました。開発館が解体されるというお話が先ほどお話あったのですが、今回の事業範囲としては開発館の解体は入っていないと思うのですが、これは計画として未定だからという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 まず、工事車両の入り口についてですが、南側に新たに工事用の入り口をつくりまして、工場の建設エリアにアクセスするような計画をしております。

それから、開発館につきましては、計画としてはあるのですが、今回の全体の計画は15年以上に及びますので、なかなかどこかで線を引かないとということで、取りあえず14号館建設までを今回のアセス範囲としておりまして、開発館以降はまたアセスを実施させていくということにさせていただくのかなと存じますが、まずは見える範囲でどこかに線引きしたのがこの14号館までというような状態でございます。

○池本委員 分かりました。開発館のところは、計画があるのだと感覚的には入れたほうが、整理がいいのかなと思っていたので、もしできていればいいのですが、これはコメントです。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

他に御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。事業者の皆さま、どうもありがとうございました。

事業者の方は退出をお願いいたします。

(事業者退室)

○山口アセスメント担当課長 事業者の方、退出されました。

○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○山口アセスメント担当課長 はい、それでは、受理関係について事務局から御報告いたします。お手元の資料2を御覧ください。

9月の受理報告は、

・環境影響評価調査計画書 2件

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」

「世田谷清掃工場建替事業」

・環境影響評価書2件

・事後調査報告書 3件

・変更届 3件

・着工届 2件

を受理しております。

○柳会長 それでは、本日は環境影響評価調査計画書が2件ございますので、初めに「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○山口アセスメント担当課長 事業者の方、入室されました。

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。御準備ができましたら、説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」について、本日は、東京都それから事業者である東京地下鉄株式会社から説明をさせていただきます。

東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設担当課長代理です。よろしく願いいたします。同じく交通企画課のものです。よろしく願いいたします。このほか東京都のほうでは、4名で参加をさせていただきます。

私は、事業者であります東京メトロ改良建設部です。私を含め3名で出席をさせていただきます。また、本日は委託業者でありますパンフィックコンサルタンツからも2名同席をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事業者 それでは、都市高速鉄道第8号線、東京メトロ有楽町線豊洲～住吉間建設事業の環境影響評価調査計画書について御説明いたします。

改めまして、東京都都市整備局交通企画課です。どうぞよろしく願いいたします。

資料につきましてお手元の黄色の冊子を御覧ください。

初めに1ページ目を御覧ください。事業者の名称などになります。

事業者は、東京地下鉄株式会社、環境影響評価の実施者は都市計画を定める者として東京都になります。

対象事業の名称は、都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業、種類は、鉄道の建設で

ございます。

続いて、2ページ並びに3ページを御覧ください。対象事業の内容になります。

本事業は、都市高速鉄道第8号線東京メトロ有楽町線を江東区豊洲三丁目の豊洲駅から分岐し、江東区住吉二丁目の住吉駅まで延伸するものです。事業延長は約5.2キロメートルで、構造形式は地下式になります。

この事業を推進することにより、国際競争力強化の拠点である臨海副都心と、都区部東部の観光拠点等とのアクセス利便性の向上や、東西線の混雑緩和等を図ることを目的としております。

続きまして、7ページ目を御覧ください。事業計画の内容になります。

初めに、既設駅改良範囲です。既設駅改良範囲では、開削工法により豊洲駅のホーム増設等の改良工事を実施いたします。

次に、新設建設範囲では、開削工法により豊洲駅構造部端部、枝川駅、東陽町駅、千石駅並びにシールドトンネルの立坑を整備いたします。枝川駅並びに千石駅から、シールド工法によりシールドトンネルを構築いたします。

シールドトンネルの掘削方向につきましては、枝川駅から豊洲駅方面、枝川駅から東陽町駅、千石駅から東陽町駅方面、並びに千石駅から住吉駅端部の立坑に、それぞれ接続させる計画です。新設される駅の名称は仮称であり、事業者である東京メトロが別途決定することとなります。

続いて、施設の計画になります。9ページ目から10ページ目を御覧ください。

初めに駅施設についてです。豊洲駅から千石までの各駅は、いずれも箱型トンネルを採用しております。

豊洲駅の改良範囲は、幅員が約7メートル、地上からトンネル上端までの深さは約3メートル、枝川駅は、幅員が約17メートル、地上からトンネル上端までの深さは約5メートルとなっております。東陽町駅は、幅員約17メートル、地上からトンネル上端までの深さは約7メートル になります。

なお、東西線交差部につきましては、幅員約18メートル、地上からトンネル上端までの深さは、東西線の下を通過することから、約14メートルとなっております。千石駅については、幅員約15メートル、地上からトンネル上端までの深さは約5メートルになります。

11ページから12ページを御覧ください。駅間の施設について箱型トンネル、複線円形トンネル及び単線円形トンネルを計画しております。

豊洲駅付近における箱型トンネルは幅員約10メートル、地上からトンネル上端までの深さが、約4メートルから11メートル。複線円形トンネルは、直径が約10メートル、地上からトンネル上端までの距離が約12メートルから26メートルとなります。

また、千石駅、住吉駅間の単線シールドトンネルについては、直径が約7メートル、地上からトンネル上端までの深さは約13メートルから20メートルとなります。

続いて、線路施設は、コンクリート道床に防振枕木を使用する計画です。排水施設は、駅間に溜めますを設け、駅のポンプ室から公共下水道に排水する計画です。また、駅で発生する汚水は、汚水ポンプにより公共下水道に排水する計画です。

駅構内の換気は、機械換気方式により行い、地上換気口から外気を取り入れ、ダクトを通じ駅構内各部に給気いたします。

また、トンネルの換気は、駅端部の換気口より外気を取り入れ、トンネル内に送風し、次駅端部の換気口より排気する縦流方式、または、駅間に中間換気施設を設け、駅端部の換気口より外気を取り入れ、中間換気施設へトンネル内の空気を排気する中間換気方式により行います。

変電施設は、枝川駅に地上または地下のどちらかで設置する計画です。

続いて15ページ並びに16ページを御覧ください。施工計画になります。

工事年数は全体で約10年程度としております。トンネル工事は開削工法及びシールド工法を用いて施工します。開削工法は地表面から必要な深さまで掘り下げ、構造物を構築した後に埋め戻し復旧する工法で、シールド工法は発進立坑よりトンネルの掘削を行うシールドマシンを設置し、周辺の地盤を支持しながら掘削する工法です。

掘削による発生土は、シールドマシンの発進する立坑となる枝川駅と千石駅の両端、計4か所から搬出する予定です。

施工に用いる主な建設機械は、開削トンネルではバックホウやクレーン、杭打機等を計画しております。また、シールドトンネルではシールド機と呼ばれるトンネル掘削機を計画しております。

工事用車両は、発生する土砂を運搬するダンプトラック、建設機械及び資材を運搬するトレーラーまたはトラック、コンクリートを運搬するコンクリートミキサー車等を計画しております。

工事用車両の主要な走行ルートは、枝川駅付近に接する都道319号、千石駅付近に接する都道465号を中心に、都道475号、都道50号等の幹線道路を使用する想定としております。

工事用車両台数は、シールドトンネル工事の時期に最大となり、枝川駅付近については、1日当たり380台。現況交通量に対する増加割合は最大で約1.2%を想定しております。また千石駅付近では、1日当たり約380台、現況交通量に対する増加割合は最大約1.9%を想定しております。

続いて、105ページを御覧ください。この事業における環境影響評価の項目になります。

選定した項目は、106ページの表7.1-1、環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表に示しますとおり、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡・文化財、廃棄物の6項目になります。

表の中央に環境影響評価の予測事項が記載されております。それぞれについて環境影響評価要因に記載した事項ごとに、予測評価を行う必要があると認められる環境影響評価の項目に丸印をつけております。

続いて、107ページから108ページを御覧ください。選定した項目及びその理由になります。

まず騒音・振動です。工事中、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、及び工事完了後の建設鉄道振動を選定しております。

工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきましては、現況交通量に対する工事用車両の割合が小さいため、環境影響評価の項目として選定しておりません。

換気施設における騒音・振動につきましても、消音器を設置するなどの対策を講じることから、環境影響評価の項目として選定しておりません。

低周波につきましては、工事の施行中に一般に市街地の工事で使用される建設機械類及び低騒音型の建設機械類を使用し、換気施設の送風機も低周波を発生させにくい送風機を選定することから、環境影響評価の項目として選定しておりません。

土壌汚染につきましては、計画路線周辺に形質変更時要届出区域を含む敷地があり、開削工事を計画している区域等において、自然由来の土壌汚染が確認される可能性があることから、環境影響評価の項目として選定しております。

地盤につきましては、工事の施行中、開削工事及びシールド工事に伴う地盤の変形、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性があります。また、工事の完了後、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による、地盤沈下が生じる可能性があるため、環境影響評価の項目として選定いたしました。

水循環につきましても、地盤と同様の理由で、環境影響評価の項目に選定しております。

史跡・文化財につきましては、事業区間周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、環

境影響評価の項目として選定しております。

廃棄物につきましては、工事の施行中、建設廃棄物及び建設発生土が生じることから、環境影響評価の項目として選定しております。

続いて、109ページ、110ページを御覧ください。選定しなかった項目及びその理由になります。

大気汚染につきましては、建設機械の同時稼働数が少ないことや、現況交通量に対する工事車両の割合が少ないことから、周辺環境に及ぼす影響は少ないと考えます。

悪臭につきましては、悪臭の発生が問題となる環境影響要因はありません。

水質汚濁につきましては、工事の施行中に発生する排水は、計画路線の区域内で処理した後、計画路線周辺の公共下水道に放流するため、水質汚濁に影響を及ぼす要因はありません。

必要に応じて地盤に薬液を注入する場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針」及び「東京都薬液注入工法暫定取扱指針」等に基づき、設計、施工管理をすることから、地下水の水質への影響は小さいと考えております。

工事の完了後におきまして、駅等の施設から発生する雑排水等は、計画路線周辺の公共下水道に排出することから、水質汚濁に係る影響はございません。

地形・地質につきましては、計画路線及びその周辺に特異な地形・地質は存在しないことや、本事業に係る掘削工事や構造物の設置により、土地の安定性に影響を及ぼすような法面は発生しません。

生物・生態系につきましては、計画路線及びその周辺は既に市街化されており、動植物の生息生育環境が少なく、生物・生態系に影響を及ぼす可能性は小さいと考えられます

日影、電波障害、風環境、景観につきましては、工事の完了後、換気施設、駅部の出入口を設置しますが、換気施設の高さが周辺建物を上回ることはないこと、駅部の出入口は地上付近に設置され、規模も小さいことから、環境に及ぼす影響は小さいと考えられます。

自然との触れ合い活動の場につきましては、計画路線周辺に親水公園等が存在しますが、直接的な改変は発生しません。また、工事の施行中、散歩道、散策路となる歩道と工事車両の走行する車道は分離されており、工事車両の出入口には交通誘導員を配置し、歩行者の妨げになることがないよう、交通誘導を図ることから、本事業による影響は小さいと考えられます。

温室効果ガスにつきましては、建設機械等の可動により温室効果ガスの発生がありますが、限られた事業用地内の活動で、同時稼働台数が少ないことから、本事業による影響は小さい

と考えられます。

工用車両の走行による温室効果ガスにつきましては、現況交通量に対する工用車両の割合は小さく、温室効果ガスの発生量に著しい影響を及ぼすことはないと考えております。

工事の完了後におきましては、鉄道はエネルギー効率がよく、運輸部門において輸送量当たりのCO<sub>2</sub>排出量が最も小さい輸送機関であることから、環境影響評価の項目として選定しておりません。

以上のことが選定しなかった項目及びその理由になります。

御説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問等はございますか。

環境影響評価調査計画書の部会審議につきましては、第二部会で行っていただきます。調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続いて総括審議となりますので、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。どなたからでも結構です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、宮越委員からどうぞ。

○宮越第二部会長 よろしくお祈りします。

御説明ありがとうございました。私から2点、地盤と水循環について教えていただきたいことがあります。

まず、今回の掘削、81ページと82ページに地質断面図を示していただきまして、今回の計画路線の通過想定範囲というのが図示いただいておりますが、この図に示されているとおり、今回、軟弱地盤に相当するような有楽町層の下部を含めた掘削やシールド工事が予定されています。

委員としては、もちろん予測は極めて大事ですが、工事の完了後を含めて、工事の施工中にモニタリング、特に地盤や地下水についてモニタリングさせていただくことが、極めて大事だと考えています。

これらについて何か説明されているところありましたら、ぜひ教えていただきたいというのが1点です。特にどういった場所でモニタリングを行うのかということについて教えてください。

あともう1点目ですが、今回新しく新設するこの計画路線には、交わる感じで既設の東西線であったり、半蔵門線が位置していると思います。こういった既設の路線と今回の新しく

新設する路線の工事の共通点みたいなものがあつたら教えていただきたいと思います。

例えば、同じような工法をとるのかとか、深度はどうか、深度の関係はどうかとか、あと掘削するシールドトンネルの大きさはどうかとか、そういったことがぜひ分かっていたら教えてください。

○事業者 それでは、東京メトロから御回答をさせていただきます。

まず1点目の件でございます。軟弱地盤ということで、工事の施行中のモニタリングとのことでございます。

軟弱地盤ということですので、土留めも含めまして、何かしらモニタリングはしっかりさせていただきながら施工させていただくことが決定しております。今後の調査でしっかりと詰めさせていただければと思っております。

それと、2点目の交錯する交通路との共通点という御質問だったかと思えます。

東西線と半蔵門線がございます。特に半蔵門線につきましては、施工後約30年から20年前ということで、比較的近傍の工事だったと思えます。深さ等につきましては概ね同等の深さのところを当時施工させていただいております。

構造物につきましても、半蔵門線は、東西線を含めまして、鉄道としての役割が一緒になってございますので、工事規模、シールドの直径等についての変更というものは、大きなものはございません。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

まず、1点目のモニタリングする地点については、今後の図書等で明らかになっていくという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 はい、さようでございます。

○宮越第二部会長 分かりました。

非常に難工事が予想されるような難しい地域だと思いますので、慎重な選定をお願いしたいと思います。

また、2点目についてですが、こういった工事というのは、鉄道建設を含めて地下の大規模な掘削については、なかなか起こらないことだと思いますので、これまでの経験を活かしていただいて、この計画書に反映されているようなことがあると、非常にすばらしいのではないかと思いますので、ぜひこれまでの知見を活かしていただけるような、それが分かるような図書になるといいのではないかと思います。

○事業者 ありがとうございます。ぜひそのような形で図書に記載をさせていただければと

思います。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、森川委員、どうぞ。

○森川委員 ちょっと確認をさせていただきたいのですが、建設機械の稼働で騒音・振動は評価するというので、一方、大気汚染、今回は影響は少ないだろうということで、鉄道関係は大概そういうことは多いのですが、今回トンネルというところで、地下の中の、外の大気質も気にはなりますが、中の大気質は大丈夫かなというところを確認したいと思います。

やはり騒音とか振動の大きい電気で動くシールドマシンがあるのだらうなと思うのですが、それ以外でも、電気を使ったりとか、排ガスが出ないような建設機械が導入されるのかとか、その辺りの様子を教えていただければと思います。

○事業者 はい、メトロから御回答をさせていただきます。

1点目、トンネル内の換気のお話でございます。

先ほどの御説明でもさせていただきましたが、トンネル内につきましては、基本的には駅の両端側から空気を入れ替えるという縦流換気方式、もしくは中間に換気室を設けて、換気室から排気する中間換気方式をとることにより、十分なトンネル内部への換気する容量を確保した換気となっておりますので、御理解いただければと思っております。

2点目につきましては、排ガス規制につきましては、排ガス規制のしっかりした工事機械を使用するという事は、当然やっていくことでございます。よろしく願いいたします。

○森川委員 ありがとうございます。内燃機関とか排ガスは出るけれども、それは規制が厳しいものを使うので大丈夫ということですね。振動については、それでもある程度発生するというので、評価をしていくということですね。

○事業者 さようでございます。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、廣江委員、手を挙げていますでしょうか。

○廣江委員 はい。ちょっと聞き逃したかもしれないのですが、換気施設の位置などについて、はっきりした、どこに設けるかというのは、資料の中で見受けられなかったのですが、もう既に決まっていて詳細な場所というのは明らかになっているのでしょうか。

○事業者 メトロからお答えをいたします。資料7ページを御覧いただけますでしょうか。

7ページに縦断図というものが一番上でございます。こちらの一番右側、千石駅と住吉駅

の間に、千石の中間換気室というものを設ける計画ではございます。

想定している位置はございますが、具体的なしっかりした位置というのは、これからの調整になってございます。これは千石駅と住吉駅間については、先ほどの説明で申しました中間換気方式という形になってございますので、その中間部分に換気室を設ける位置がこの位置になってございます。

一方、残りの駅間につきましては、縦流換気方式を想定しておりまして、個々の駅にそれぞれ換気口が設置される計画になってございますが、まだ具体的な位置につきましては計画を検討中でございます。

○廣江委員 質問の趣旨を明確にしなくて申しわけありません。

一番気にしていますのは、換気に伴います低周波とか騒音とかの発生が心配されますので、そこら辺の詳細なところが決まっているかどうかというのを、はっきりさせたかったということで、場所的には駅がいくつか、三つほどあるのですが、中間で行うということと、駅で行うということは決まっているが、詳細についてはこれから検討されるというところでもよろしかったでしょうか。

○事業者 はい、そうでございます。

○廣江委員 ありがとうございます。

あと、その騒音・振動としてやっぱり気になるのが、夜間の問題でして、夜間の交通の中にやはり道路交通騒音の超過する部分があるのですが、そこにまた工事用車両が、わずかではあるがあるということですので、その点は十分配慮していただきたいと思いました。

○柳会長 事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 はい、ありがとうございます。十分配慮して進めさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、他に御発言がないようですので、質疑応答を終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。それでは、事業者の方は退席をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、続きまして、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書の

概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○山口アセスメント担当課長 事業者の方、入室されました。

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。御準備ができましたら御説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 東京二十三区清掃一部事務組合建設部推進担当課長と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、世田谷清掃工場建替事業の環境影響評価調査計画書について説明させていただきます。説明は灰色の調査計画書の冊子に沿って説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

まず、事業概要についてですが、冊子の1ページ目をお開きください。

1. 事業者の名称は、東京二十三区清掃一部事務組合です。以降、略称で当組合とさせていただきます。

当組合は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体です。中間処理とは可燃ごみの焼却や不燃粗大ごみの破碎選別等の処理になります。

ごみの収集運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、当組合は東京都や23区と連携して清掃事業を進めております。

続きまして、2. 対象事業の名称は、世田谷清掃工場建替事業です。事業の種類は廃棄物処理施設の設置になります。

3. 対象事業の内容の概要です。本事業は東京都世田谷区大蔵2丁目に位置しております世田谷清掃工場の建替を行うものであります。

計画地面積は約3万平方メートル、工事期間は令和8年度から令和14年度とし、令和14年度から工場の稼働を予定しております。工場の稼働まで長時間を要しますが、変更が生じる場合は改めて説明させていただきます。

処理能力は、300トン炉が2炉の日量600トンとしております。

主な建築物として工場棟が鉄骨鉄筋コンクリート造で一部鉄筋コンクリート造と鉄骨造とし、高さが約31メートルとなります。煙突につきましては、外筒が鉄筋コンクリート造、内

筒がステンレス製で、高さが約100メートルとなります。

29ページを御覧ください。5.1事業計画の策定です。

当組合は、平成12年4月の設立と同時に、一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。その後、平成18年1月、平成22年2月、平成27年2月、令和3年2月に計画の改定を行っております。本事業はこの基本計画に基づき、ごみ処理施設の建替えを実施するものです。

その下の5.2地域住民との取り組みを御覧ください。

令和3年10月に建替事業を開始するにあたり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明いたしました。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、令和4年5月に建替計画素案を取りまとめて、地域住民の方々に対する住民説明会を行い、建替計画について御意見をいただきながら、令和4年8月に世田谷清掃工場建替計画の策定に至っております。

新しい世田谷清掃工場は、基本コンセプトを環境に優しく、信頼される清掃工場とし、基本方針として、環境に配慮した施設、エネルギーを有効利用する施設、区民の生活を守る施設、区民に親しまれる施設を掲げ、環境に優しく信頼された清掃工場を目指してまいります。

続きまして、2ページにお戻りください。4.1事業の目的でございます。

現在の世田谷清掃工場は、令和4年3月時点で竣工から14年が経過しておりますが、現行のガス化熔融炉の耐用年数や、整備手法などを検討した結果、20年程度可動し、その後建替える整備手法が優位となったことから、世田谷清掃工場は竣工18年目となる令和8年度から建替えることといたしました。

併せて、清掃工場の施設規模は、23区部の将来の安定的な全量処理体制を確保するため、日量600トンといたします。

次に、3ページをお願いいたします。こちらは本事業の対象となる計画地を示した広域の図になります。図の中央の黒枠で示している部分が計画中になります。

4ページは航空写真になります。計画地は環状8号線に面した都立砧公園の北側に位置しております。

続いて、9ページをお開きください。建替工事完了後の施設計画図です。

煙突は現在の位置とほぼ同じ位置とし、焼却炉が、ガス化熔融炉から「火格子焼却炉」になることや、最新の公害設備の導入による機器の拡充により、工場等が北と東で大きくなっていますが、高さは既存と同程度としています。

13ページをお開きください。こちらが完成予想図でございます。

続きまして、14ページをお開きください。こちらは既存工場と建替え後の比較表を示しております。

施設規模が現在1日に150トン処理できる焼却炉が2炉に対して、建替え後は1日に300トン処理できる焼却炉が2炉になります。また、煙突も建替えをし、鋼製の内筒からステンレス製の内筒となります。

15ページと16ページに建替え後の全体の処理フロー図を記載しております。

簡単に御説明いたしますと、ごみ収集車がごみを下ろすところをプラットフォームといいます。下ろしたごみはごみバンクに溜めた後、ごみクレーンで焼却炉に投入します。

ごみは焼却により衛生的に処理しますが、その過程で排ガス等に有害物質が発生いたします。当組合の工場では、その対策として、まず焼却炉設備により、ごみを800度以上の高温で安定的に燃やすことで、ダイオキシン類の発生を抑えます。

次に、排ガス処理設備により、排ガス中の有害物質を除去します。また排ガスは煙突で約100メートルの高さから排出します。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰と飛灰に分かれ、主灰は灰バンクに、飛灰は薬剤処理後、固化物バンクにそれぞれ貯留し、その後搬出します。

19ページをお願いいたします。給排水計画になります。

本事業における給水は、上水としております。プラント排水等は、汚水処理設備において凝集沈殿ろ過方式により、重金属類等を下水排徐基準に適合するように、処理後、下水道に放流します。

また、建築物の屋根等に降った雨水は、雨水貯留槽を経て構内道路散水等として、再利用することを計画しております。

20ページを御覧ください。工程表を記載しております。

建替工事は、令和8年度に着手し、令和14年までの工事期間、78か月程度を予定しております。

続きまして、環境影響評価の項目について御説明いたします。

少し飛びまして、136ページをお願いいたします。環境影響評価の項目について説明いたします。

対象事業の事業計画案の中から、環境に影響を及ぼすおそれのある環境要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することで、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの11項目

を選定しております。

影響の内容に応じまして、工事の施行中、そして工事の完了後について評価を行ってまいります。

138ページをお願いいたします。選定した理由になります。

大気汚染については、工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事車両の走行による影響が考えられるため、予測評価項目としております。

予測評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排ガスを考慮して、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質としております。

また、工事の完了後においても、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから、予測評価項目としました。

予測評価小項目が施設の稼働については、処理工程等を考慮し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両の走行については、排ガスを考慮して、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質としております。

続いて、139ページ、悪臭につきましては、工事の完了後においては、施設の稼働によるごみバンカ等を発生源とする臭気の発散による、周辺的生活環境への影響が考えられることから、予想評価項目としおります。

なお、工事施行中については、臭気の発生源となるごみバンカを、工事前に清掃することから、臭気の拡散による生活環境への影響がないと考えております。

このことから工事の施行中の悪臭については、評価項目としておりません。

続いて、騒音・振動につきましては、大気汚染と同様に、工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから、予測評価項目としております。工事の完了後におきましては、ごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから、予測評価項目としております。

続きまして、140ページをお開きください。土壌汚染につきましては、工事の施行中において、地歴から汚染土壌が存在する可能性があるため、土壌汚染について現況調査を行うとともに、予測評価項目といたします。

工事の完了後におきましては、プラント設備を全て屋内に配置することに加え、焼却灰等の運搬では、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の密閉空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはありません。

また、プラント排水や排ガスについても適切に処理いたしますので、工事の完了後におけ

る土壌汚染の要因はないと考えることから、予測評価の項目としておりません。

続きまして、水循環につきましては、工事施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置に伴い、地下水の水位、流況への影響が考えられることから、予測評価項目としております。

また、工事完了後におきましては、地下構造物の存在に伴い、地下水の水位及び流況への影響が考えられること等により、予測評価項目としております。

その他、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスの設定理由については、140ページから141ページにそれぞれ記載してございます。

続いて、142ページをお開きください。こちらは選定しなかった項目になります。

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の6項目になります。

水質汚濁につきましては、工事の施行中、既存建築物等の解体工事等において発生する排水は、凝集沈殿方式などによる下水排除基準に適合するように処理した後、下水へ排出いたします。

また、周辺部の舗装面に降った雨水については、工事の施行による水質汚濁に影響はないと考えるため、予測評価項目としておりません。

工事の完了後につきましては、プラント排水は汚水処理設備において下水排除基準に適合するように処理した後、下水道に放流いたします。

構内道路は、ごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水を汚水処理施設へ送り、処理後は下水道へ放流いたします。

また、屋上に降った雨水は、雨水利用貯槽に導いてる過処理し、構内道路散水等に利用いたします。

主灰及び飛灰の処理については、専用の灰運搬車両により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることとはございません。

汚水処理設備及び灰処理施設とも密閉された室内で処理をすること、及び床面を防水構造とすることで、地下に汚水が浸透するおそれがないため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は発生しません。

したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響はないと考えるため、予測評価項目としておりません。

143ページをお願いします。地形・地質になります。

計画地及びその周辺に特異な地形・地質は存在しないことや、計画地は平坦な地形であり、法面または隣接する斜面地の安定性に影響を及ぼすような地域ではないことから、地形・地質への影響はないと考えるため、予測評価の項目としていません。

その他選定しなかった理由については、143ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上となります。

○柳会長 どうも御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問等はございますか。

環境影響評価調査計画書の部会審議につきましては、第一部会で行っていただきます。調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続き総括審議となりますので、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。

それでは、どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

最初に、荒井委員、どうぞ。

○荒井委員 全般的な点でまず確認したいのですが、先ほど御説明の中に、対象事業の目的及び内容で、2ページのところに清掃工場の施設規模についての御説明がありました。

将来の安定的な全量処理体制を確保するため、600トン/日にするという御説明がありました。今画面で共有して、最初の表4-1の3段落目のところにその記載がありました。

それを受けて、実際には14ページのところに、設備の概要で既存と建替え後の比較があって、600トンにする前の今の処理規模が左側に書いてあります。300トン/日で、150トン×2炉ということですか。

質問というか確認ですが、この事業を行うと施設の規模が倍になるという理解で、まずよろしいでしょうか。

○事業者 はい、おっしゃるとおり、現状が日量300トンから600トンになるということで、焼却能力が2倍になるといった形になります。

○荒井委員 分かりました。施設の規模は大きくなるのですが、用地自体は既存の用地を基礎にしてつくるということで、地図、イラストが完成前と完成後の用地の、8ページと9ページの比較が分かりやすかったかなと思います。

8ページは既存の施設配置図があって、9ページになりますと、大きく工場棟が占める割合が増えているのです。

ちょっと気になった点は、その焼却炉の規模が大きくなるのは、当然、工場棟自体の大き

さも大きくなるのでしょうが、既存の搬入路のこの白い道路のところも覆いかぶさるような形で、新しい工場棟が占めるので、そこら辺の今使っている必要なアクセス、工場棟に入ってくるルート確保が、なかなか難しいのかなと思ったのですが、そういったことは影響はないのでしょうか。

○事業者 まず、今、世田谷清掃工場があつて、建っております敷地内での建替え工事ということになります。

それから、搬入ルートについてですが、環状8号線のほうにちょっと大きくなるような形で、9ページに図がございますが、搬入路としましては、トンネルといいますか、この建屋の中を通るような形で、搬入ルートを設けるようなことを考えております。

○荒井委員 分かりました。

あと、最後に質問ですが、処理量が増えるのが今までは300トンだったのが、600トンに増えるというのは、もう稼働したらすぐにその全量に近い量を計画されているのか、それによって多分、搬入車両の数も、搬出する車両の数も変わってくるのだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事業者 ちょっと先のことで申し上げられないところもあるかと思いますが、基本的には建設後は計画量の600トン、こちらで焼却していくことになるかと思えます。

○荒井委員 分かりました。そうすると、やはり規模が増えたことによって、今の運用と違う、つまり、量が倍になれば搬入車両もほぼそれに比例する形であるので、その辺で影響評価をしなくてはいけないというふうに理解しました。ありがとうございました。

○柳会長 それでは、続いて、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 丁寧な御説明ありがとうございます。

先ほど騒音・振動に関するところで説明していただいた点について、少し確認したいことがあります。

まず、現状、苦情等が発生していない、それから、計測結果が参照値等と比べても十分低いということで、低周波音に関してのコメントがありましたが、現在の施設と変わらないと書いていらっしゃるが、先ほどの廃棄物担当の委員の方からもありましたように、現状よりも処理能力を増やして、燃焼騒音とか低周波音とかの発生は、それなりにあると思うのです。

現状、屋内設置のものが将来も屋内設置になるのか、屋外に出ているものは屋外なのか、そこら辺の詳細のことは、この計画書の中で何か書いている場所はありますでしょうか。

それと、測定結果について、資料編などがあればそちらを見ればよかったと思うのですが、数値的なもので周波数特性とかが載っているものがありましたら、今分かる範囲でお答えいただければと思います。

○事業者 はい。まず、施設の中に今回の設備が全て入るような形で考えております。

139ページを御覧ください。騒音・振動の工事完了後ということで、下のほうに記載がございます。

こちらの3行目あたりから低周波のことについて記載があります。

ちょっと読ませていただきますと、「低周波については、建替え後の主要な低周波音源を室内に設置する計画であり、サイレンサーの導入なども計画している。また、建替え後の施設と既存施設における低周波音を発生する主要な機器構成及び配置に大きな差異がなく、計画地周辺での測定の結果、G特性音圧レベルは、世田谷清掃工場の中心から半径100mの地点において、施設の稼働時、停止時ともに最大79dBであり、代表的なG特性における参考指標としてのIS07196に規定された低周波音圧レベルを下回っている。」という形で記載がございます。以上でよろしいでしょうか。

○廣江委員 ありがとうございます。

時間もありませんので、簡潔に申し上げますが、一番心配しているのは、現在と同じ処理規模ではなく、それが拡大されている施設に関して、これは考えなければいけないということで、ここに書いてあることをきちんとやっていただければおそらく十分小さくはなると思うのですが、低周波はいったん出ますと、対策の難しいところがありますので、今より大きな音源を抱えた状態を、いかに適切に処理するかという点に注意して、今後も進めていただければと思います。コメントありがとうございました。

○柳会長 それでは、続いて、水本委員、お願いいたします。

○水本委員 よろしく申し上げます。先ほどは御説明ありがとうございました。

143ページの(5)について、ちょっと質問させていただきたいと思います。

今回の環境影響の評価項目には選定されていないのですが、世田谷区の教育委員会の方針としては、まず事前に窓口相談をしてほしいという要望が、ホームページの方にも載っておりますので、まず、この計画の段階でも事前相談をしてほしいということと、こちらに対応の中では、工事中に埋蔵文化財のくだりがあるのですが、そうではなくて、事前に一応相談してほしいという点。

それから、この照会なのですけれども、世田谷区の区の方針としては、2000平米を超える

開発規模の事業にあたっては、確認調査をする必要が生じる場合があるということがございますので、この点は、この当該事業の事業規模からいっても、事前相談の上で確認調査をする必要があるかどうかという点も相談のうえで、そうしますと、この「なお」以下のところがちょっと変わってきますので、区教委に相談をしてほしいということ、まず申し上げておきたいと思います。

その上で、この資料の8ページ、9ページ、それからもう一つ、フローの中で16ページのところですが、その8ページと9ページを比較した場合に、既存建物と新規建物でちょっとこの違いというのが、面積的なものはわかるのですが、特にこの史跡・文化財の照会にあたっては、これだけですと、ちょっと情報が不足しているということです。

もう一つの16ページにあるような、地下の部分が変更があるのかないかとかいった点も含むようなところを、少し説明を加えていただければなということ、これはその事業の説明の中でございます。

埋蔵文化財の点とこの資料の点で申し上げておきたいと思いましたので、回答をお願いいたします。

○事業者 はい。まず世田谷区への事前確認については、確認をさせていただきたいと思えます。

その結果、地下の部分が変更になるようであれば、今おっしゃいましたように、こちらの評価書案の説明のときなどに変更をかけていければと考えています。

○水本委員 よろしくお願ひします。2000平米ということの評価するにあたって、地下構造が変化するかしないのかという点は、非常に重要かと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○柳会長 事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○柳会長 それでは、続いて、袖野委員、お願ひいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。

私から2点質問させていただきます。1点目は処理能力の点ですが、一般廃棄物の排出量が長期的には減少トレンドにある中で、処理能力を倍にするという背景が、まだちょっとよく分からないところです。

余裕のある運営ということだったのですが、この倍にする必要性ですね、広域処理を行うのか、その点を地元住民の方は納得されているのかという点をお伺ひしたいと思います。

もう1点、処理方式ですが、ガス化溶融炉を火格子の焼却炉に変えるということですが、灰溶融炉をやめるということで、廃棄物のゼロエミッションの観点からは、灰の処理は埋め立てを今回するというので、変更があるのかなと思うのですが、この処理方式を変えるという点についても、どういう判断があったのか、エネルギーを抑制するためなのか、どういう経緯で処理方式を決定したのかという点についても、お伺いできればと思います。

○事業者 はい、まず1点目について、600トンになぜ必要かというところですが、こちらにつきましては、我々清掃一部組合のほうで一般廃棄物処理基本計画というものをつくってございます。

その中で、今後のごみ量の推定というものをしておりますと、そちらで見ますと、今後ごみは横ばいになって推移する。令和16年度まで予測していますが、横ばいで推移していくと。

一方で、今後施設の整備等を予定しておりますが、平成当初に整備された施設が、同時期に今度建替え等、整備が必要になってくる。

重なる時期ですと、4施設くらいが一緒の時期に整備するといったことになりまして、23区全体で見ました処理能力といったものが大幅に下がってしまう。全量処理体制を継続していくためには、この300トンから600トンへする必要があるということで、今回600トンとさせていただいているところです。

それから、ガス化溶融炉を火格子式へ変更した理由ですが、まずガス化溶融炉は、当時は最終処分場の埋め立てが今後50年程度しか持たないということで、何とか延命をしていかなければならないといったような考えのもと、溶融炉を設置したり、またガス化溶融炉で廃棄物を直接スラグにするといったようなことの実行を行ってまいりました。

その後、先ほどちょっとお話がありましたゼロエミ関係での灰の処理が、莫大なエネルギーを使用するとか、スラグの有効利用というものなかなか伸びないということで、最終処分場の延命化につきましては、今、セメント原料化、焼却灰のセメント原料化に取り組んでいるところです。

炉につきましては、そういうことから、スラグというよりは、過去に実績も高いストーカ炉、火格子炉を採用していきたいということから、ガス化溶融炉から火格子炉へと変更するというのを考えているところです。

○袖野委員 ありがとうございます。

そうしますと、世田谷区以外のエリアからもごみを集めるということと御説明いただいたと思うのですが、その点に関しては、住民説明会などで御理解は得ているということによろ

しいでしょうか。

○事業者 はい。いろいろな御意見がございますが、説明会としましては、建替計画素案説明会を5月に開催しまして、さらにその前には令和3年10月に建替事業説明会と、今のところ2回行っておりますが、そちらでの説明をさせていただいたところです。

そういった会議での意見等につきましては、一組のホームページでも掲載させていただいているところです。

○袖野委員 ありがとうございます。

○柳会長 それから、退席された保高委員から、「土壌汚染は条例に従って適切に進めていただければと思います」というコメントがあります。選定された項目ですので、その点についてのコメントだと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、池本委員、どうぞ。

○池本委員 よろしく願いいたします。

この計画書の中で133ページなどを見ると、区のごみ処理の状況として、焼却残灰が1割弱程度出てくるような記載になっています。

一方で、ガス化溶融炉というような記載が前段のところであって、この計画書の中だけでもちょっと矛盾があるように読めてしまうので、実際、スラグとかそのあたりの今の状況が比較になるので、評価書案のときは実情を正しく書いておいたほうがいいのかと思います。

細かいことをとやかく言うつもりはないですが、この書物の中で整合が取れるようにしておいたほうがいいかなと感じます。

あと、多くの先生から御指摘があったように、やはり規模が大きくなることで、車両の関係について、昨日も環状8号を走ったのですが、いつも渋滞しているような状況ですので、周回道路で現状どういった状況なのかといったことも含めて、規模が倍になることでしっかりと吸収できるような計画であることを、しっかりと評価書案にお示しいただくのがいいのかなと思います。

特に、焼却炉の構造が変わるので、配置計画等が変わると思うのですが、結構厳しいのではないかと、今の状況から見ると感じたりもするので、多分、発電機とかも容量が大きくなるのかなと思いますので、そのあたり分かりやすい評価書案の作成で、今との比較でインパクトが増える部分が丁寧に記載されているようなものがあるのかなと感じました。

○柳会長 事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

ちょっと時間が押していますが、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 ちょっと確認させていただきたいのですが、13ページの図4-8というのがあって、これは計画段階ですので、あくまで完成時のイメージだと思うのですが、その13ページの上のイメージ図を見ると、屋上に、煙突の下あたりですが、かまぼこのようないくつかの機械が並んでいるのが見えます。

これは換気用の設備と考えてよろしいでしょうか。その点を確認させてください。

○事業者 はい、こちらは換気用の設備となっております。

○高橋委員 なるほど。エアコンのようなものの業務用のものが並んでいると聞いていいですか。

○事業者 こちらは自然換気の設備となっております。

○高橋委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に御発言がないようですので、質疑応答を終えたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○山口アセスメント担当課長 それでは、受理報告を続けます。

受理報告のうち、環境影響評価書につきましては、審議会よりいただいた環境影響評価書案への答申に基づく審査意見書との関連を御説明させていただきます。

資料6ページの「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業につきましては、8月18日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は令和3年9月28日の第7回総会で諮問され、令和4年4月28日の第6回総会にて知事に答申されております。

同資料は、評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。評価書追記のページは後ほど御確認ください。

大気汚染の意見として、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に、環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、現場内掲示や現場内朝礼等を通じて、作業員が環境保全の措置を徹底するよう、施工者に対し指導を行う等の建設機械に関する環境保全措置を追記した、とのことでした。

風環境の意見として、本事業は、渋谷駅周辺における歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じてさらなる対策を講じること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、事後調査を実施し、予測した風環境について検証を行うとともに、必要に応じて防風植栽や防風フェンス等の環境保全措置の追加対策を確実に実施するために、建設後の管理者へ引継ぎを行う等の風環境に関する環境保全措置を追記した、とのことでした。

続きまして、7ページの「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業につきましては、8月22日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和3年9月28日の第7回総会で諮問され、令和4年4月28日の第6回総会にて知事に答申されております。同資料は、評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。評価書追記のページは後ほど御確認ください。

大気汚染の意見として、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が一定程度認められ、環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、建設機械の稼働に伴う大気質の評価において、二酸化窒素が環境基準を超えると予測されることから、寄与率が高い建設機械について定量的に検討した結果を鑑み、可能な範囲で最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めることを追記した、とのことです。

騒音・振動の1つ目の意見として、工事用車両による騒音の増加はわずかであるが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、現況においても環境基準を上回る地点があることから、

環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、工事用車両の可能な限りの削減、並びに適切な運行管理による車両の集中化の回避を徹底し、騒音の低減に努めることを追記した、とのことです。

騒音・振動の2つ目の意見として、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、評価の指標としている値と同値又はわずかに下回る値であることから、これらに対する環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、寄与率が高い建設機械について定量的に検討した結果を鑑み、可能な範囲で代替建設機械による施工を検討するなど、振動の低減に努めることを追記した、とのことです。

風環境の意見としましては、環境保全のための措置として、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策を行うとしているが、現況からの変化は一定程度生じることから、さらに風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じてさらなる対策を講じること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、今後の詳細設計の中で風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討することを追記した、とのことです。

次は8ページの8月分受理報告に係る助言事項一覧を御覧ください。8月の受理報告に係る助言事項に対し、事業者からの回答がありましたので御報告いたします。

(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業事後調査報告書の騒音・振動において、1つ目として、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の事後調査結果には、建設作業騒音が多く含まれるため、結果自体の評価は困難である。今後も引き続き、騒音・振動に配慮した事業の推進をお願いしたい、との助言に対し、事業者の回答は、計画地周辺においても工事が輻輳して道路交通騒音を測定することが困難な状況であった。環境基準の達成・未達成にかかわらず、建設機械及び工事用車両による環境保全のための措置を継続していく、とのことでした。

騒音・振動2つ目として、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音への事業及び他事業の建設作業騒音の寄与が大きいという推測は妥当であるが、その場合はNo. 3地点付近の建設作業騒音は、等価騒音で71dB程度となり、 $L_{A5}$ はさらに大きくなると考えられる。しかし、建設作業騒音が最大にされるNo. B地点の事後調査結果は、 $L_{A5}$ で70dBとなっているため、実際に

はNo. 3地点の建設作業騒音が大きかった可能性があり、建設作業騒音の事後調査について、実施日時・場所が適切であったかを検証しておく必要がある、との助言です。

それに対する事業者の回答は、騒音が最大となる時期及び場所は建設機械台数から算出ししており、周辺工事による騒音や周辺の交通量が大きくなることがあると考えれば、当地区の建設機械の稼働による騒音としては、今回測定した時期がピークであると考えます。建設機械及び工事用車両による騒音・振動の影響を低減するため、引き続き低騒音型の建設機械の採用やアイドリングストップの徹底など、環境保全のための措置を継続していく、とのことでした。

次に、10ページ及び11ページを御覧いただきたいと思います。9月分受理報告に係る助言事項一覧となります。

9月の受理報告について委員の皆様から助言を御提案していただきました。記載のとおり各委員から御提案をいただいたところです。

報告は以上です。

○柳会長 はい。

それでは、9月の受理報告関係について助言をされました委員のコメントなどをお願いいたします。

この（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画については、事後調査報告書と変更届の助言がありますが、概ね同様の助言であるため、助言をいただきました委員ごとにまとめてコメントをいただきたいと思います。

それでは、廣江委員からお願いいたします。

○廣江委員 はい。本件に関して指摘しましたのは、ここに書いていますとおり、既に仕事への影響を訴える苦情があることと、それから、次の高橋委員のところには書いていますが、夜間工事をするということで、深夜2時まで音を出すということを踏まえますと、やはりこの工事から出る騒音を低減するための措置をちゃんとしていただきたいということと、それから現在いろいろ出ている苦情に対して、対処はしていただいておりますが、今後も真摯に対応していただきたいということとあります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、続いて、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 今、廣江委員の方からも話がありましたように、夜間工事がされているということが問題かと思えます。

最初の計画の時点では、夜間工事はなくて昼間の工事だけだったので、それがいつの間にか夜間工事がされているということで、変更届が今回出されておりますが、変更届を出したらいいということではなくて、やはり夜間工事はできるだけしないように心がけていただければと思います。

それから、事後調査の指摘としましては、振動の測定結果が小さかったのですが、小さかったことはいいのですが、その予測値と事後調査での実測値の差が大きくて、大き過ぎて予測の意味がなくなってしまっているのも、そういうことができるだけないように、実測をするときには予測したときの条件と同じか、あるいは逆に、予測するときに実測時の条件を予測して予測するようにしていただければと思います。

変更届の下に書いてあるものとして、工事用車両の走行の伴う騒音がいくつかの地点で基準値を上回ってしまっているのも、これは現状でも上回っているのも仕方ないですが、できるだけその分散化を図るなど対応をとっていただきたいということです。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とすることよろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者には伝え、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いいたします。

受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

その他に何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議회를終わります。

皆様、どうも長い時間ありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退室ボタンを押して退室してください。

(傍聴人退場)

(午後0時28分閉会)